別記様式第四号（第４条第３項第４号関係）

登録申請者等の保有する資格の登録番号

資格の種類	（ふりがな） 氏名	登録番号 （登録年月日）
１．宅地建物取引業法第２条第４号に規定する宅地建物取引士		
２．不動産の鑑定評価に関する法律第15条第１項の不動産鑑定士又は不動産鑑定士補		
３．不動産特定共同事業法施行規則第21条第１項第３号の証明を受けた者		

附　則

この告示は、不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十六号）の施行の日（平成二十九年十二月一日）から施行する。

○国土交通省告示第千百二十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十六条第三項において準用する同法第十条第三項の規定に基づき、平成十二年建設省告示第千九百十一号の一部を次のように改正する。

平成二十九年十二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

指定番号	名称	住所	紛争処理の業務を行う事務所の所在地
（略）			
九	鳥取県弁護士会	鳥取県鳥取市東町二丁目二百二十一番地	鳥取県鳥取市東町二丁目二百二十一番地
（略）			
三三	新潟県弁護士会	新潟県新潟市中央区学校町通一番町一番地	新潟県新潟市中央区学校町通一番町一番地
（略）			

改正前

指定番号	名称	住所	紛争処理の業務を行う事務所の所在地
（略）			
九	鳥取県弁護士会	鳥取県鳥取市東町二丁目二百二十三番地	鳥取県鳥取市東町二丁目二百二十一番地
（略）			
三三	新潟県弁護士会	新潟県新潟市学校町通一番町一番地	新潟県新潟市西堀前通一番町七百二番地　西堀一番町ビル一〇二号
（略）			

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

別記様式第四号（第４条第３項第４号関係）

登録申請者等の保有する資格の登録番号

資格の種類	（ふりがな） 氏名	登録番号 （登録年月日）
１．宅地建物取引業法第２条第４号に規定する宅地建物取引士		
２．不動産の鑑定評価に関する法律第15条第１項の不動産鑑定士又は不動産鑑定士補		
３．不動産特定共同事業法施行規則第17条第１項第３号の証明を受けた者		